

よくあるお問い合わせ

| No | お問い合わせ | 回答 |
|----|------------------------------------|--|
| 1 | 医療機関の指定はありますか。 | 医療機関の指定はありませんが、産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科で受けた不妊検査や不妊治療にかかった費用が対象となります。 |
| 2 | 申請期限はいつになりますか。 | 1年分（4月分から翌年3月まで）をまとめて、年度末の3月31日までに申請していただきます。 |
| 3 | 現在、治療はしていません。以前に受けた治療でも申請できますか。 | 申請期限の3月31日までに、前年4月以降の治療について申請できます。 |
| 4 | 保険診療にかかる自己負担額の支払いが高額になります。 | 医療機関の窓口で、高額療養費限度額適用認定証を事前に提示すると、窓口の支払いが一定の金額にとどめられます。 高額療養費限度額適用認定証の交付については、ご加入の健康保険者へお問い合わせください。 |
| 5 | 年度の途中でも申請できますか。 | 年度末に限らず年度の途中に申請はできます。 自己負担額が助成の上限額を超えていても、加入している健康保険から、申請する不妊治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は控除しますので、ご注意ください。 |
| 6 | 申請してから助成金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか。 | 申請書を受付した当月の翌月末に指定口座への振込みを行います。 但し、高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合等、医療保険者へ支給額の確認のため日数がかかったり、また、年度末に申請件数の集中する時期はおそくなりますので、ご了承ください。 |
| 7 | 領収書を一部紛失しました、どうすればよいですか。 | 医療機関に領収書の再発行または支払証明書の発行ができるかご確認ください。 |
| 8 | 助成金を受けた場合に、確定申告の医療費控除は受けられなくなりますか。 | 医療費控除については、所管の税務署へお問い合わせください。 |
| 9 | 高額療養費の支給や付加給付について | 「高額療養費制度」は、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。 詳しくは 厚生労働省のホームページ をご覧ください。 「付加給付制度」は「医療費が一定の自己負担額を超えた場合、その超えた金額を各保険者が支給してくれる」独自の給付制度です。 |

| | | |
|----|----------------------------------|--|
| | | <p>詳しくはご加入の健康保険組合等までお問い合わせください。</p> <p>なお、「付加給付制度」は、「国民健康保険」や「全国健康保険協会（協会けんぽ）」にはありませんのでご注意ください。</p> |
| 10 | 申請書の提出は、夫婦どちらか一方のみが伺えばよいですか。 | <p>申請書類の提出は、どなたでも構いません。ただし、住民票の提出を省略し、申請書にマイナンバーを記載された場合は、ご夫婦のマイナンバーの確認と提出者の本人確認、申請者の委任状（ご夫婦両方または一方が提出しない場合）が必要になりますので、ご注意ください。</p> |
| 11 | 振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、何を記入すればよいですか。 | <p>ゆうちょ銀行の通帳見開き下に記載されている振込用の店名・預金種別・口座番号を記入してください。キャッシュカードをお持ちの場合は、ゆうちょ銀行ホームページから調べることができます。</p> <p>支店名は3桁の漢数字、口座番号は7桁です。通帳やキャッシュカードに記載の「<u>記号・番号</u>」は記入しないでください。</p> |